

バス乗車運賃の一部を 助成しています



(陸別町地域間バス利用促進事業)

★陸別町では、地域間バスの利用促進のため運賃の一部を助成しています。

【助成の条件】

1. 陸別町民であること（陸別町に住民票がある方）。
2. 十勝バス株式会社の「帯広陸別線」または北海道北見バス株式会社の「北見陸別線」の利用者であること。

【助成の額】

1. 支払った運賃の3分の2の額を助成します。
(10円未満切り捨て。通勤・通学定期券の利用区間・勤務先からの交通費や出張旅費が支給される場合は対象外です)
2. 必要事項を記入した申請書を持ってバスに乗車し、降車時に運賃の支払いと併せて、乗車した人が申請書を乗務員に渡して乗務員の証明を受けてください。
(証明印の押印)

※記入ミスや訂正の場合は二重線を引いて書き直してください。

(ご注意) 証明印がなければ助成できません。

3. 降車後、証明印の押印のある申請書を道の駅「十勝バス陸別案内所（株式会社りくべつ鉄道事業部）」に提出してください。その場で内容を確認して現金を渡します。※バス会社に乗車確認する場合があります。

- 申請書の用紙は十勝バス陸別案内所窓口に用意してあります。
- 2名以上で乗車された場合は、代表者が全員の運賃をまとめてお支払いください。また、申請書は早目に提出してください。

往復利用の場合も一枚の申請書で申請できます。
※往復利用の場合は乗務員の証明印は2回必要です。
運賃支払いのたびに証明を受けてください。

※この交付金事業は、陸別町が「陸別町地域間バス利用促進事業交付金交付要綱」に基づき実施しています。

(お問い合わせ先)

①株式会社りくべつ（鉄道事業部）

TEL 0156-27-2244 (営業時間 9:00~17:00)

※火曜日定休日、12/29~1/3 休み

※土日祝日も営業しています

※変則で昼休みが1時間あります

②陸別町役場総務課企画財政室

TEL 0156-27-2141

